

刈谷市告示第75号

刈谷市青山斎園条例施行規則(昭和56年規則第13号)第2条の規定に基づき、令和8年1月から同年12月までの間における刈谷市青山斎園の休園日を次のように定める。

令和7年12月16日

刈谷市長 稲 埼 武

年	月	日
令和8年	1月	1、4、10、16、21、27
	2月	2、8、14、18、24
	3月	2、8、14、19、25、31
	4月	6、12、22、28
	5月	4、10、16、21、27
	6月	2、8、14、18、24、30
	7月	6、12、16、22、28
	8月	3、9、14、20、26
	9月	1、7、11、17、23、29
	10月	5、16、22、28
	11月	3、13、19、25
	12月	1、7、12、18、24、30

ただし、1月1日を除き、通夜業務は通常どおり行うものとする。